

豊山町児童遊園ネーミングライツパートナーに関する募集要項

(趣旨)

第1 この募集要項は、豊山町広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、豊山町が管理する児童遊園に愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を取得するネーミングライツパートナー(以下「パートナー」という。)の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(契約期間、ネーミングライツ料等)

第2 対象の児童遊園、契約期間、ネーミングライツ料は以下のとおりとする。

(1) 児童遊園名〔所在地〕

青山上児童遊園〔豊山町大字青山字居屋敷1633番地〕

下青山児童遊園〔豊山町大字青山字六和101番地〕

九十野児童遊園〔豊山町大字青山字東栄123番地〕

伊勢山児童遊園〔豊山町大字豊場字伊勢山224番地〕

新田児童遊園〔豊山町大字豊場字中之町176番地〕

諏訪子ども会広場〔豊山町大字豊場字諏訪95番地〕

青塚総合児童遊園〔豊山町大字豊場字富士15番地〕

産業文化会館児童遊園〔豊山町大字豊場字城屋敷133番地〕

志水児童遊園〔豊山町大字豊場字志水103番地〕

高前東部児童遊園〔豊山町大字豊場字高前93番地〕

青山児童遊園〔豊山町大字青山字居屋敷1714番地1〕

新栄西部児童遊園〔豊山町大字豊場字新栄13番地〕

諏訪児童遊園〔豊山町大字豊場字諏訪200番地〕

西之町2児童遊園〔豊山町大字豊場字流川58番地〕

栄児童遊園〔豊山町大字豊場字栄80番地〕

新田北部児童遊園〔豊山町大字豊場字新田町39番地1〕

青塚南部児童遊園〔豊山町大字豊場字野田99番地〕

中之町児童遊園〔豊山町大字豊場字中之町109番地2〕

稲荷児童遊園〔豊山町大字青山字稲荷畑2429番地〕

中稲児童遊園〔豊山町大字青山字下屋敷691番地〕

富士児童遊園〔豊山町大字豊場字富士121番地〕

志水西部児童遊園〔豊山町大字豊場字志水146番地3〕

下戸児童遊園〔豊山町大字豊場字下戸85番地〕

神戸児童遊園〔豊山町大字豊場字神戸183番地〕

若宮児童遊園〔豊山町大字豊場字若宮40番地〕

(2) 契約期間 原則 2 年（契約期間の満了に当たり、契約更新の希望があり、期間中に違反、失格事項等がないと認められる場合、最大 2 回の優先交渉権を付与します）

(3) ネーミングライツ料 年額 30,000 円（税込）

※ 申込者は、本項の規定により定められたネーミングライツ料を町長が定める期日までに一括でお支払いいただきます。

（命名の条件）

第 3 条例等に基づく名称は、現行のままとする。

（費用負担）

第 4 町は、児童遊園の看板変更、ホームページの表示変更及び契約期間終了後の原状回復を実施する。

（募集開始）

第 5 募集開始は、令和 5 年 9 月 1 日からとする。

（申込方法）

第 6 申込方法は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類 申込書（様式第 1 号）

※ 町民税の納付状況を確認させていただくことに同意いただきます。

(2) 提出部数 1 部

(3) 提出先

ア 持参の場合 豊山町生活福祉部子ども応援課〔豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地〕

イ 郵送の場合 〒480-0202 豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地 豊山町生活福祉部子ども応援課子ども応援グループ

（選定方法）

第 7 町長は、前条の応募があったときは、豊山町児童遊園ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て、パートナーを決定する。

2 町長は、前項による決定をしたときは、選定結果を応募者に通知するものとする。

(選定委員会)

第8 前条に規定する委員会は、生活福祉部長、子ども応援課長、総務課長、まちづくり推進課長で構成し、委員長は生活福祉部長とする。

2 委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会の庶務は生活福祉部子ども応援課において処理する。

(契約締結)

第9 町とパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結するものとする。

(契約解除)

第10 契約期間中、パートナーが要綱別記に記載する規制業種又は事業者に該当することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により町又は児童遊園のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められるときは、町は契約を取り消し、又は解除することができる。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とする。

(ネーミングライツ料の還付)

第11 契約期間中、町の都合により児童遊園を廃止した場合等を除き、納入されたネーミングライツ料は還付しない。

(協議)

第12 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町とパートナー双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。